

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	四四	○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	四五	
○土地改良区の定款の変更を認可し	四五	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	四五	○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	四五
○県営の土地改良事業の工事が完了した件	四五	○道路の供用を開始する件	四五	○騒音の発生に係る事項	四五
		○営業騒音及び駐車場騒音等の防止に努め、周辺環境の静穏保持についてなお一層の配慮をすること	四五	○廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものは再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行い、発生した廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律の委託基準に従い適正処理すること	四五
		○分別徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。特に事業系一般廃棄物に廃プラ等産業廃棄物として処理しなければならないものを含まないようにすること	四五	○街並みづくり等への配慮等	四五
		○建築物及び建築物に付随する屋外広告物、高さ十三メートル又は表示面積が十五平方メートルを超える広告塔については、景観づくり条例に基づく大規模行為の届出を行為着手の三十日前までに行ってください。また、屋外広告物条例に基づく許可が必要となります	四五	○平成二十二年四月一日以降に、面積が三千平方メートル以上の土地の掘削等土地の形質変更を行う場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに届出が必要となります	四五
		○夜間照明による「光害」が生じないように、照明の位置及び角度等に十分配慮すること	四五	○都市計画法第二十九条規定に基づく開発行為については、平成二十一年十一月十六日付け郡山指令第三一三十一号で許可済みであります。内容に変更がある場合は、変更許可等が必要となりますので協議願います。	四五

告 示

福島県告示第四百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年七月二十三日から同年八月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル日和田店 福島県郡山市日和田町字前田十九番の一ほか

二 届出に係る郡山市の意見

1 防災・防犯対策への協力

郡山市では、平成二十年四月一日より「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。この条例は、市、市民、事業者、土地所有者等(土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理するものをいいます。)がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめること

が基本となっております。なかでも事業者及び土地所有者等においては、この基本理念を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるよう努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。

2 騒音の発生に係る事項

営業騒音及び駐車場騒音等の防止に努め、周辺環境の静穏保持についてなお一層の配慮をすること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものは再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行い、発生した廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律の委託基準に従い適正処理すること。

4 廃棄物に係る事項等

分別徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。特に事業系一般廃棄物に廃プラ等産業廃棄物として処理しなければならないものを含まないようにすること。

5 街並みづくり等への配慮等

建築物及び建築物に付随する屋外広告物、高さ十三メートル又は表示面積が十五平方メートルを超える広告塔については、景観づくり条例に基づく大規模行為の届出を行為着手の三十日前までに行ってください。また、屋外広告物条例に基づく許可が必要となります。

6 その他

(一) 平成二十二年四月一日以降に、面積が三千平方メートル以上の土地の掘削等土地の形質変更を行う場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに届出が必要となります。

(二) 夜間照明による「光害」が生じないように、照明の位置及び角度等に十分配慮すること。

(三) 都市計画法第二十九条規定に基づく開発行為については、平成二十一年十一月十六日付け郡山指令第三一三十一号で許可済みであります。内容に変更がある場合は、変更許可等が必要となりますので協議願います。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年七月二十三日から同年八月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

鹿島ショッピングランド 福島県いわき市鹿島町船戸字京塚三

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項
昼間の騒音値は環境基準値を満足しているもの、夜間の環境基準が、超過している地点があることから、苦情発生時は基より、通常時においても騒音の低減に努めるようにすること。

2 その他

周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努められること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年七月二十三日から同年八月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番地七ほか五十筆

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大熊町土地改良区から平成二十二年七月二日付けで申請のあった定款の変更について、同月十五日認可した。

平成二十二年七月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第五百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十二年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二一八号	会津若松市神指町大字南四合字幕内一五四番一地从先から	平成二十二年七月二三日
	同 市神指町大字南四合字幕内一六二番地先まで	
	会津若松市神指町大字南四合字幕内一〇三番地先から	
	同 市神指町大字南四合字深川四一番地先まで	
	会津若松市神指町大字南四合字深川三八番地先から	
	同 市神指町大字南四合字才ノ神二八五番一地从先まで	

(道路計画課)

公 告

公告第二百九十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年七月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月十五日

二 名称

特定非営利活動法人こころ

三 代表者の氏名

木下 晋宏

四 主たる事務所の所在地

福島県相馬市小野字小野迫六十六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者・病弱者に対して、介護保険法に基づく介護サービス等に関する福祉事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十二年七月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

矢吹原土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 木賊 政雄 岩瀬郡鏡石町中町五六二番地

（農村計画課）

公告第二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により、下関河内地区に係る県営の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の工事は、平成二十二年五月二十四日完了したので公告する。

平成二十二年七月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）